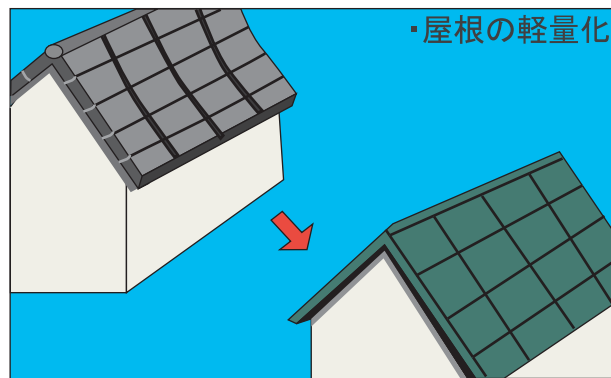
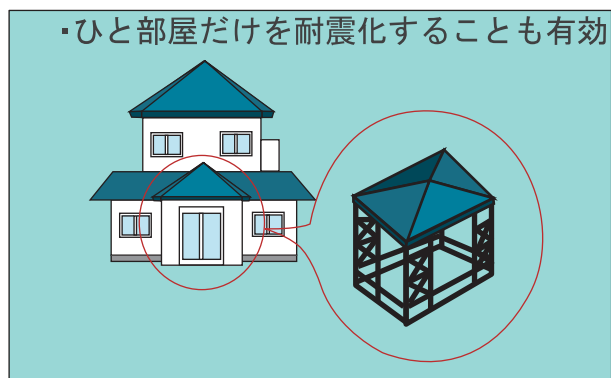
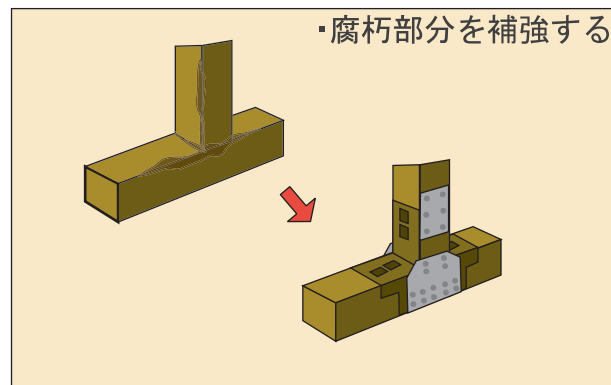
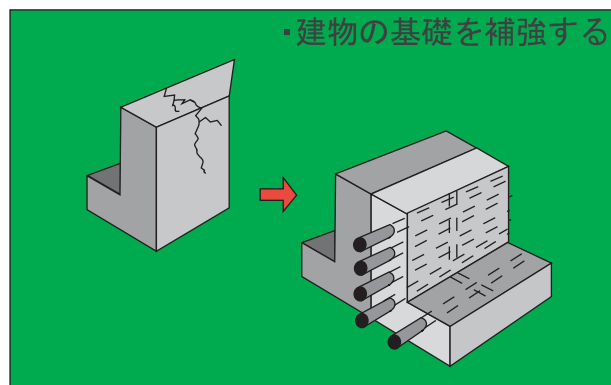
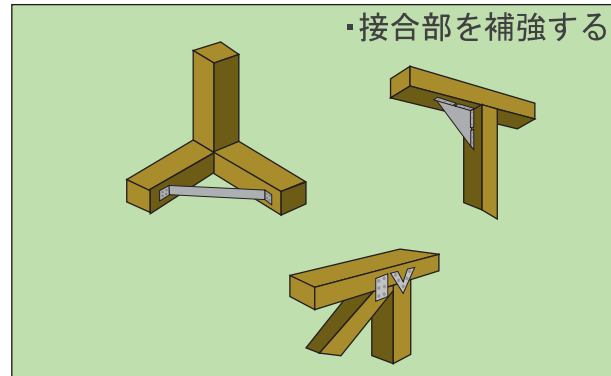
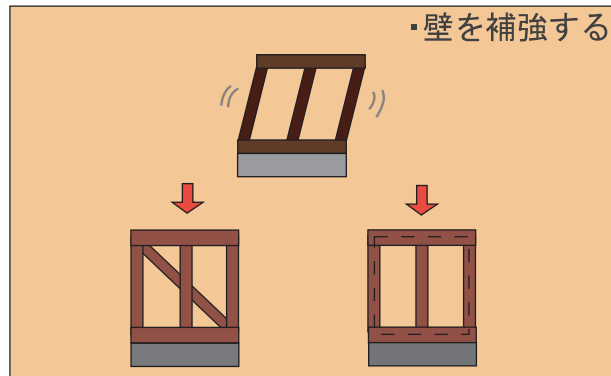


## ▶ 耐震補強の例

耐震診断で安全でないとして診断された場合は、適切な耐震改修を行うことで安全性を確保できます。



## ▶ 木造住宅の無料簡易耐震診断について

- 松伏町では、昭和56年以前に建築された木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。  
(問い合わせ先/松伏町役場まちづくり整備課 TEL048-991-1858)

住宅の耐震基準は昭和56年に強化されましたが、阪神・淡路大震災では、それ以前に施工された建築物に大きな被害がありました。このような被害を最小限にとどめるためには、住宅の耐震性を向上させることが重要です。

そこで、松伏町では昭和56年以前に建築された木造住宅の無料簡易耐震診断を実施することにより、木造住宅の所有者に耐震化の必要性を理解していただくとともに、耐震性の向上を推進しています。

## ※注意事項

建築物の構造や建築面積によっては、診断が行えない場合もあります。

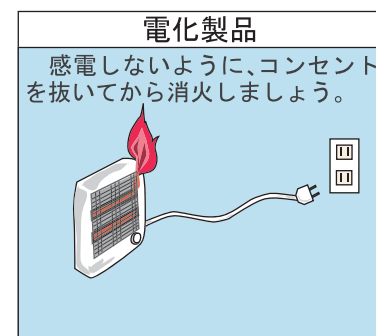
## 家庭での消火

まずは、身の安全を確保することが第一ですが、初期消火は地域とわが家を守ります。

## ▶ 地震による火災を防ぐために

- 火元の側にいる場合は、揺れたと感じたらすぐに火を消しましょう。
- 大きい揺れがおさまったら、すぐに火を消しましょう。
- 出火直後、数分の火災はまだ消火できます。

## 消火器がない場合



## 消火器の使い方

1. 安全ピンに指をかけ、上に引き抜く。
2. ホースをはずして、火元に向ける。
3. レバーを強くにぎって、火元にふきかける。

- ただし、一般の人が消火できる限度は、天井に火が回るまでです。それ以上燃え広がった場合は、危険です！すばやく避難しましょう。

煙が充満していたら、できる限り姿勢を低くして避難しましょう。



直ちに、119番に通報。(重複しても構いません。)「火事だ!」と大声で隣近所に知らせましょう。



## ▶ 住宅用火災警報器について

- 松伏町では平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。  
(問い合わせ先/吉川松伏消防組合本部予防課 TEL048-982-3919)

平成18年6月に消防法が改正され、すべての住宅で火災警報器の設置が必要になりました。

現在市販されている火災警報器は「煙」に反応するタイプ(煙式)と「熱」に反応するタイプ(熱式)の2種類があります。設置される場合は、煙式のもの(台所のコンロ付近は熱式のもの)がよいでしょう。

